

## 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正等について

平成 23 年 3 月 28 日  
株式会社証券保管振替機構

### 1 改正の趣旨

株式等の振替手数料については、平成 17 年 4 月に件数基準を導入して以降、その標準料率を段階的に引き下げてきているが※、今年度の収支状況及び来年度以降の収支見通しを踏まえ、外国株券等の振替手数料とともに、現行の 150 円/件から 140 円/件へと料率の引下げを行うこととする。加えて、株式等の振替手数料のうち、東京証券取引所及び日本証券業協会から要望のあった振替投資信託受益権に係るもの等については、投資家の小額投資が行いやすい環境を整備し市場振興を図る目的から、売買単位未満口数の振替について、株式と同様の軽減措置（標準料率の半額）を設けることとする。

※ 標準料率は、平成 17 年 4 月の 200 円/件から、平成 18 年 4 月に 180 円/件、平成 21 年 4 月に 160 円/件、平成 22 年 4 月に 150 円/件と段階的に引下げを行っている。

### 2 改正の概要

#### (1) 株式等の振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

- ・ 振替株式の振替手数料の料率を次のとおり引き下げる。

	現 行	変更後
一般振替（標準料率）	150 円/件	140 円/件
区分口座間振替	15 円/件	14 円/件
日本証券クリアリング機構の決済に係る振替（標準料率）	75 円/件	70 円/件

(注) 一般振替の軽減料率（①1 日当り 6,000 件を超える部分、②1 日当り 500 件以下の部分、③単元未満の部分）及び日本証券クリアリング機構の決済に係る振替の軽減料率（①1 日当り 4,000 件を超える部分、②1 日当り 500 件以下の部分）の軽減率は、現行どおり標準料率の 50% とする。

- ・ 振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権についても、振替株式に準じた料率（一般振替：140 円/件、区分口座間振替：14 円/件、日本証券クリアリング機構の決済に係る振替：70 円/件）とする。

(2) 株式等の振替手数料の料率引下げに伴う外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正

- ・ 外国株券等保管振替決済制度における外国株券等についても、(1) に準じた料率とする。

(3) 振替投資信託受益権等の売買単位未満口数の一般振替手数料の料率引下げに伴う株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正

- ・ 振替投資信託受益権に係る一般振替手数料の料率を振替株式と同様、売買単位未満口数の振替については、半額の料率（70 円/件）を適用することとする。

一般振替		現行（平成 23 年 4 月 1 日より）	変更後
振替株式	基本料率	140 円/件	140 円/件
	単元未満株式に係る料率	70 円/件	70 円/件
振替投資信託受益権 振替受益権	基本料率	140 円/件	140 円/件
	売買単位未満口数に係る料率		70 円/件
上記以外		140 円/件	140 円/件

3 施行日

2 (1) 及び (2) については、平成 23 年 4 月 1 日から、2 (3) については、7 月 1 日から施行することとする。

以上